

岩手県告示第316号

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する告示

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年岩手県告示第328号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後															
様式第1号（第6条関係） [略] 注 所管する <u>広域振興局又は地方振興局の長</u> を経由して提出すること。ただし、県外に住所を有する場合は、この限りでない。 [略] 様式第2号（第6条関係） 履歴書 <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>男・女</td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日生（満 歳）</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> [略]	[略]	男・女	年 月 日生（満 歳）		[略]		様式第1号（第6条関係） [略] 注 所管する <u>広域振興局長</u> を経由して提出すること。ただし、県外に住所を有する場合は、この限りでない。 [略] 様式第2号（第6条関係） 履歴書 <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>男・女</td><td><u>写真はり付け</u> <u>（縦4.0センチメートル、</u> <u>横3.0センチメートルとし</u> <u>、出願前3月以内に脱帽で</u> <u>正面から撮影したもの）</u></td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日生（満 歳）</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> [略]	[略]	男・女	<u>写真はり付け</u> <u>（縦4.0センチメートル、</u> <u>横3.0センチメートルとし</u> <u>、出願前3月以内に脱帽で</u> <u>正面から撮影したもの）</u>	年 月 日生（満 歳）			[略]		
[略]	男・女															
年 月 日生（満 歳）																
[略]																
[略]	男・女	<u>写真はり付け</u> <u>（縦4.0センチメートル、</u> <u>横3.0センチメートルとし</u> <u>、出願前3月以内に脱帽で</u> <u>正面から撮影したもの）</u>														
年 月 日生（満 歳）																
[略]																
備考 改正部分は、下線の部分である。																

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。